

第7分科会 職場の安全衛生と環境改善
分科会趣旨/問題提起

労働安全衛生法は、事業者が快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにならなければならない、と定めています。労働安全衛生法が制定された1972年以前は、死亡災害は年間6000人台で推移していました。それが50年経たいま700人程度まで減少しています。死亡災害は大幅に減少する一方で、医療関係職場では新型コロナウイルス禍で労働災害が多発しました。最新（2023年）のデータで新型コロナウイルス感染症罹患による労働災害死傷者数は33637人です。このうち医療保健業が18265人で半数以上を占めています。また社会福祉・介護等を含めた保健衛生業でみると31617人となり、新型コロナウイルス感染症罹患による労働災害は全体の94%を占めます。医療・介護現場は依然として安心して働き続けられる職場とは言えません。

働き方改革関連法の施行から5年が経過し、医師の働き方・働かせ方について、時間外・休日労働時間の上限規制が適用されるようになりました。医師以外の職種についても少ない人員配置が原因の長時間過密労働による身体的な疲労とストレスにさらされ、職場は疲弊しています。離職者があとをたたく自死する事例もあります。このような職場環境を改善するために労働安全衛生委員会を活用する必要があります。労働安全衛生法の規定で50人以上の職場では設置と毎月1回以上会議開催義務づけられています。構成メンバーについても定められており、労働者が構成メンバーに入らなければなりません。職場の人員体制を理由に衛生委員会に参加できない、あるいは衛生委員会を開催しないなど本末転倒です。困難な職場ほど開催する必要があります。

また、2020年から義務付けられたパワハラ対策の指針でも「事業主が職場における…雇用管理上講ずべき措置の内容」の中で、「…措置を講じる際に、必要に応じて、労働者や労働組合の参画を得つつ…労働者や労働組合の参画を得る方法として、例えば労働安全衛生法に規定する衛生委員会の活用なども考えられる」としています。衛生委員会を大いに活用して、適正な人員配置の確保による長時間過密労働の解消とメンタルヘルス対策、勤務間隔インターバルの確保等健康で働き続けられる職場作りを目指し、労働安全衛生活動の強化と課題について交流します。

運営委員（責任者）	大谷 千秋	（日本医療労働組合連合会）
運営委員	関原 みどり	（全日赤医療センター第一労組）
運営委員	本道 晋	（千葉県勤労者医療協会労働組合）
助言者	岡村 やよい	（働くもののいのちと健康を守る全国センター）